

# 固定資産税に関するお知らせ

問い合わせ 税務課 ☎2129

「家を取り壊した」、「新築・増築したときは、ご連絡をお願いします」

固定資産税や都市計画税は、1月1日に土地や家屋などを所有している方が市に納める税金です。12月31日までに、家屋（住宅、事務所、倉庫など）を取り壊した場合、翌年度

からは、家屋の固定資産税や都市計画税が課税されません。また、家屋を新築・増築した場合は、新たに課税されます。

したがって、取り壊しや新築・増築した方は、すぐにご連絡ください。

適正な課税のために、ご協力をお願いします

市では新築・増築された家屋や取り壊された家屋の把握に努め、その都度調査していますが、新築・増築や取り壊しの情報が得られず、課税漏れや減失漏れとなっている場合があります。

これらが確認されれば課税の更正を行うことになり、場合によっては年度を遡ることもあります。また、

「住宅」の新築・増築や取り壊しの把握に伴い、その土地の税額が変わる場合があります。適正かつ公平な課税を実現するために、ご協力をお願いします。

**長期優良住宅や一定基準の改修は固定資産税が減額されます**

これらの減税措置を受ける場合には、申告が必要です。概要は次の表のとおりです。

## 長期優良住宅

適用要件	【家屋の要件】…次のすべてに該当する住宅。 ○ 県知事より長期優良住宅の認定を受けている住宅。 ○ 平成21年6月4日から平成24年3月31日までに新築した住宅。 ○ 居住部分の床面積が50㎡以上（一戸建て以外の賃貸住宅は40㎡以上）280㎡以下の住宅。 ※ 併用住宅の場合は、居住部分の床面積が家屋床面積の2分の1以上ある場合に限る。
減額期間	一般住宅（下記以外の建物）…新築翌年度から5年度分 3階建て以上の中高層耐火住宅など…新築翌年度から7年度分
減額の範囲	対象家屋の税額を2分の1減額（限度は120㎡相当分の税額）
申告期限など	【申告期限】…新築した翌年の1月31日 【提出書類】…認定長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書 ※ 認定通知書の写しを添付してください。

## 耐震改修工事を行った住宅

適用要件	【家屋の要件】 昭和57年1月1日以前から所在する住宅。 ※ 併用住宅の場合は、居住部分の床面積が家屋床面積の2分の1以上ある場合に限る。 【改修工事の要件】 耐震基準に適合するための改修工事。ただし、工事が30万円以上かかる場合に限る。
減額期間	平成22年から平成24年までの改修⇒工事完了の翌年度から2年度分 平成25年から平成27年までの改修⇒工事完了の翌年度分のみ
減額の範囲	対象家屋の税額を2分の1減額（限度は120㎡相当分の税額）
申告期限など	【申告期限】…工事完了後3カ月以内 【提出書類】…住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書 ※ 耐震基準適合証明書（規定書式あり）、施工前後の写真、工事明細書、領収証などを添付してください。

## バリアフリー改修工事を行った住宅

適用要件	【家屋の要件】…次のすべてに該当する住宅。 ○ 平成19年1月1日以前から所在する住宅（貸家は除く）。 ○ ①～③のいずれかが居住する住宅。 ①65歳以上の方 ②介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた方 ③障害のある方 ※ 併用住宅の場合は、居住部分の床面積が家屋床面積の2分の1以上ある場合に限る。 【改修工事の要件】…次のすべてに該当する工事。 ○ 平成25年3月31日までに完了する改修工事。 ○ 次の①～⑦のいずれかの改修工事。 ①廊下の拡幅 ②屋内の階段のこぎ配緩和 ③浴室・トイレの改良 ④屋内の手すりの取り付け ⑤屋内の段差解消 ⑥引き戸への取り替え ⑦床の滑り止め化 ただし、工事費から公的な補助金などを除いた実質の負担額が30万円以上かかる場合に限る。
減額期間	工事完了の翌年度分のみ
減額の範囲	対象家屋の税額を3分の1減額（限度は100㎡相当分の税額）
申告期限など	【申告期限】…工事完了後3カ月以内 【提出書類】…住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書 ※ 施工前後の写真、工事明細書、領収証、介護保険などの補助を受けたことが確認できる書類など

## 省エネ改修工事を行った住宅

適用要件	【家屋の要件】 ○ 平成20年1月1日以前から所在する住宅。（貸家は除く） ※ 併用住宅の場合は、居住部分の床面積が家屋床面積の2分の1以上ある場合に限る。 【改修工事の要件】…次のすべてに該当する工事。 ○ 平成25年3月31日までに完了する改修工事。 ○ 省エネ基準に適合する次の①と②の改修工事。 ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化など） ②①と併せて行う、床、天井、壁の断熱改修工事 ただし、工事費が30万円以上かかる場合に限る。
減額期間	工事完了の翌年度分のみ
減額の範囲	対象家屋の税額を3分の1減額（限度は120㎡相当分の税額）
申告期限など	【申告期限】…工事完了後3カ月以内 【提出書類】…住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書 ※ 熱損失防止改修工事証明書（規定書式あり）、施工前後の写真、工事明細書、領収証などを添付してください。

※ これらの減税措置は重複して適用されません。ただし、バリアフリー改修と省エネ改修を同じ年に行った場合には、合わせて3分の2の減額を受けることができます。



## 第五次大竹市総合計画

### 「よいまち」を作っていくための

### 主要指標を紹介 No.4

問い合わせ 企画財政課 ☎2125

- 4つの指標
- ① 総人口
- ② 市内企業従業員の市内定住割合
- ③ 「暮らしやすい」層の市民
- ④ 「幸せ感」に関するポイント

「大竹市に住んでいて幸せだ」、「大竹市は暮らしやすい」と思う市民を増やし、市の魅力を広く伝えることで、市内企業に働く方に代表される本市に縁のある方にどんどん定住してもらいたい。

わがまちプランの「よいまち」にどれだけ近づけたかを測る目安の4つの指標について、直近3回で指標④から②の考え方を紹介してきました。

「よいまち」を目指し、施策を着実に実施することで、指標③・④↑②の好循環が始まったときには、人口減少割合が軽減され、ついにはプラスに転じてくれる。という思いで、指標①の総人口では、30,000人を掲げました。

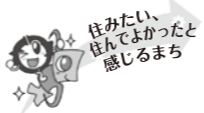
すでに人口減少局面に入っている

日本で、大竹市でも年々人口は減少しています。しかしどうにかして人口減少に歯止めをかけ、わがまちプランを策定していたときに参考になっていた、平成17年国勢調査人口30、279人の規模を保ちたいと考えました。

わがまちプランに先立ち、平成21年度からは、積極的に定住施策を実施してきましたが、それでも人口減少は続き、平成22年の国勢調査では、28,836人という数値が出ています。

このように人口を増やすことは、決してたやすいことではなく、何かをしたからすぐに効果が出るというものでもないようです。しかし、効果がでないからと言って特に何も考えなければ、益々人口は減少してしまふでしょう。

さまざまな定住施策を推進し、市民の皆さんと一緒に頑張って本市の魅力を増やしていきたいと思えます。人口減少に歯止めをかけ、活気あるまちにしていきたいでしょう。



## 「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」結果発表 No.2

問い合わせ 企画財政課 ☎2125

11月号で、アンケート結果の概要をお知らせしました。

今回は、「大竹市について普段から心配に思っていること」および「市民自治の考え」について、寄せられた自由記述の中から、意見の多かったものを、ご紹介いたします。

### 心配に思っていること

- ① 項目「生活基盤が整ったまち」について
  - 工業、商業などの地域産業の衰退に起因する、まちの活気低下、雇用情勢悪化や人口減など。
  - 目的地までの移動において、現状の公共交通利用が不十分であることや、年をとって運転できなくなったりときの移動手段など。
- ② 項目「安全なまち」について
  - 街灯が少なく暗いことや、交通マナーの悪さ。
  - 消防団や自主防災組織の人数不足や高齢化。（いざというときに十分機能しないのではないかと）
- ③ 項目「安心できるまち」について
  - 高齢者と若い人のつながりが少ないことや、高齢者同士でも、一人暮らしや、体力面から、外出機会が減ること、だんだん近所との

### 市民自治の考え

- ④ 項目「心ゆとりを感じるまち」について
  - 健康づくりの機会や場所の不足。
  - 地元歴史や伝統文化について関心はあるが、それを知ることや学習の機会がないこと。また、若者の無関心や市外流出による後継者不足。
- ⑤ 項目「大竹を愛する人づくり」について
  - 大竹のよいところを知らないこと。

自治会や消防団、地域行事、子育て支援、高齢者支援、清掃などの活動で地域に貢献したいと思っっている方が約半数いました。

一方で、地域のために何かしたくてもできない理由として、仕事や子育てなどが忙しく時間が無いという意見が一番多く、中には自分が何かしようとする時の動機付けや方法がわからないという意見もありました。

その他の分析についても、また、改めてご紹介いたします。